

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和3年1月14日

公益社団法人 日本カーリング協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<http://www.curling.or.jp/jca-outline/outline-top.html> 他

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	中長期基本計画全体を貫く理念と目標を2022年4月末に作成し公表する。それを実現するための個別の事業目標を2023年4月末までに整備し、2023年7月の総会で公表する。策定にあたっては役員だけでなく、専門委員会、職員からも幅広く意見を募る。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画 ・収支予算書
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	ガバナンス及びコンプライアンスに係る知見を有する人材を理事に登用している。また今後も継続的に登用を行い、その計画を2023年4月末までに整備する中長期計画に記載する。	<ul style="list-style-type: none"> ・役員名簿
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	財務の健全化、キャッシュフローの管理などの課題を解決するために、財務ワーキンググループを2020年9月に発足させた。 2023年4月までに財務委員会を設置し、事務局と連動した財務管理体制を構築し、2023年4月末に財務の健全性確保に関する計画を公表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーキンググループ名簿 ・理事会提案書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	2020年現在、理事18名中女性理事5名(28%)、外部理事0名。 女性理事については、2022年7月の改選時に35%、2030年7月の改選時に40%を目標とする。 外部理事については、2022年7月の改選時に10%、2030年7月の改選時に25%を目標とする。	・役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	公益社団法人のため評議員会は設置していない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会を2015年10月に設置した。委員には当協会の理事が含まれている。 年1回以上、委員会を定期的に開催し、アスリート委員会としての提言を理事会に上程している	・アスリート特別委員会規程 ・委員会名簿 ・過去4年分の議事録
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	定款では理事の人数を15名以上20名以内と定めており、現在は18名の理事で構成されている。 毎年内閣府に名簿を提出し承認を得ている。また理事には会社経営者、オリンピックなど多様な人材が就任している。 理事会を年間6回以上開催し、理事会での決定事項に沿って協会を運営している。またウェブ会議を多用して迅速な意思決定を行っている。	・役員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	理事の定年制については、定款第14条 役員要件に満75歳と明記している。 理事就任時の年齢制限は設けていないが、定年制の要件に反しないよう選考している。	・定款
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	2020年の役員選考において、理事が10年を超えて在任することがないよう選考を行い、2020年7月の総会において承認された。 理事の再任は5期（10年）までとすることを、2021年6月末までに役員選考基準に明記する。	・役員選考規程 ・役員選考委員会名簿 ・議事録
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員選考規程にそって、独立した役員選考委員会を設置し、選考を行っている。	・役員選考規程 ・役員選考委員会名簿 ・議事録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	法令遵守のため、倫理規定、競技者規程、日本代表規程、就業規則を整備し、公表している。	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理規程 ・競技者規程 ・日本代表及び強化選手行動規程 ・就業規則
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	公益社団法人の運営に必要な規程として、「正会員の入会及び大会に関するガイドライン」、「登録規程」、「運営規則」、「処理規程」、「各委員会の規程」、「倫理規程」を整備し公表している。	<ul style="list-style-type: none"> ・正会員の入会及び大会に関するガイドライン ・登録規程 ・運営規則 ・処理規程 ・各委員会の規程 ・倫理規程
13	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	個人情報関連、内部通報関連の規程を整備し公表している。 リスク管理規程、苦情処理規程など未整備のものについては、2023年4月までにコンプライアンス委員会、総務委員会を中心に整備し、公表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理規程 ・個人情報保護に関する運用基本ルール ・個人情報保護の取扱いについて
14	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員報酬等に関する規程を整備しているか	法人の役員報酬等に関する規程として、「役員報酬・退職金に関する規程」「就業規則」「職員給与規程」を整備している。「役員報酬・退職金に関する規程」「就業規則」については公表している。	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬・退職金に関する規程 ・就業規則 ・職員給与規程
15	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	法人の財産に関する規程として、「財産管理規程」「寄付金等取扱規程」を整備し公表している。	<ul style="list-style-type: none"> ・財産管理規程 ・寄付金等取扱規程
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	財務的基盤を整えるための規程として、運営規則の第2章において会員の会費の規程を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰規程 ・特定費用準備資金等取扱規程 ・運営規則

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	ホームページにて五輪代表選考ルールを公表している。 (http://www.curling.or.jp/newinfo/newinfo2019-1-001.html) また、選手権大会の開催時に当該カテゴリーの世界選手権大会の選考大会であることを事前に公表している。 代表選手選考に関する規程および選手の権利保護に関する規程を2021年4月末までに作成し、2021年7月の総会で公表する。また、選手選考に関する規程の作成者の選定方法を明文化する。	
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	現在、本協会主催大会の審判長はA級審判員が担当している。年1回開催されるA級審判員研修会で自薦・他薦の下、大会の審判長を決定している。審判長の決定にあたっては、競技委員会の内規に反しないようにしている。この内規を2020年4月末までに規程として定め、2021年度から施行する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審判員の基準 ・ 審判長が務められる大会のクラス分け
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	顧問弁護士(山中真人氏)に依頼できる体制を構築している。 (http://www.curling.or.jp/profile.html) コンプライアンス委員に弁護士、司法書士を選任し、日常的な相談ができる体制を整えている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織図 ・ コンプライアンス委員名簿
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	2013年4月にコンプライアンス委員会を設置し、2020年度は6回(2021年1月現在)開催している。 コンプライアンス委員には9名中3名の女性が含まれている。	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス委員会規程 ・ 委員名簿 ・ 過去4年分の議事録
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	コンプライアンス委員会には顧問弁護士、司法書士などの有識者を配置している。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	役員向けに2018年10月に集合研修を実施し、2019年秋にも計画していたが2020年3月に延期したところ、新型コロナウイルス感染拡大の影響で実施を延期したため現在のところまだ次回開催の予定が決まっていない。役員向けの研修を定期的に行う計画を2023年4月末までに作成し、5月以降に運用することを目標とする。	・研修資料
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	現在は本会強化選手に対しては、合同強化合宿時にコンプライアンス研修を行っている。今年度は冬季国内合同強化合宿（稚内）期間中の2020年11月5日に実施、またSNSへの投稿を題材として内容を扱った。 今後は日本カーリング選手権大会、日本ミックスダブルスカーリング選手権大会、日本ジュニアカーリング選手権大会に出場する選手及びその指導者に対するコンプライアンス研修を実施する計画を2023年4月末までに策定し、2023年7月の総会を経て公表する。	・合同合宿時の研修資料
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	全国大会の審判長を務めるA級審判員を対象に年1回行う研修会において、コンプライアンスに関する意見交換を行っている。 今後は地方大会の審判を担うB、C級審判員に対しても研修会を実施し、全ての審判研修会においてコンプライアンス研修を必須化する。2022年4月末までに予算化を行い、2023年5月から実施する。	・資料なし

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専 門家のサポートを日常的に受 けることができる体制を構築 すること	顧問弁護士、顧問税理士のアドバイスを受けている。	・組織図 ・コンプライアンス 委員会名簿
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵 守すること	顧問契約をしている税理士から定期的に指導と助言を受けている。 決算期には監事による内部監査を受けたのも、監査法人の外部監査を受け、決算を内閣府に 報告している。	・監事名簿
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求め られる法令、ガイドライン等 を遵守すること	本協会の「補助金・助成金当の運用規程」、JOCの競技力向上事業、JSCの運用手順のガイドラインに 沿って適正に処理している。	・補助金・助成金当の 運用規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	協会のホームページにて事業報告、決算報告、事業計画、収支予算書の公開を行い、内閣府、JOC、JSPOに報告している。	・ 予算・決算書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	五輪代表等の選考方法を、本協会のホームページ上で公開している。 (http://www.curling.or.jp/newinfo/newinfo2019-1-001.html) また、選手権大会の開催時に当該カテゴリーの世界選手権大会の選考大会であることを事前に通知している。	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	本協会のホームページにてガバナンスコード適合性審査自己説明を、2021年1月15日に公開する。	・ ガバナンスコード適合性審査自己説明

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	現在は、役員が関係する企業に調達を依頼する場合には他社と相見積もりをとり適正な管理を行っているが、明文化はされていないため、2023年4月末までに、コンプライアンス委員会を中心に利益相反規程を作成し、2023年5月に公表する。	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	2023年4月末までに利益相反ポリシーを整備し、2023年5月に公表する。	
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	本協会の「内部通報制度に関する規程」において内部通報の方法、通報者への報告、通報者の保護を明確にしている。通報方法は、Eメールと電話の窓口を本協会のホームページで公開している。 (http://www.curling.or.jp/sodan.html)	・内部通報制度に関する規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	通報制度の運用体制は、顧問弁護士と司法書士を含むコンプライアンス委員会で整備している。	・内部通報制度に関する規程 ・コンプライアンス委員会名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手順を定め、周知すること	現在、職員については就業規則、選手については競技者規程において禁止事項と処分の規程を明記しているが、役員に関する規程がないため2021年4月末までにこれらを包括する「処分規程」を作成し、2021年5月に公表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・就業規則 ・競技者規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	「倫理規程」において、違法行為や倫理規定に反する行為が行われた場合、会長直轄の機関として設置されたコンプライアンス委員会が調査と審査を行うことが明記されている。コンプライアンス委員会には、顧問弁護士、司法書士などの有識者を配置している。	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス委員会名簿
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	競技者規程第6条に記載されているが、対象が競技者のみとなっているため、2021年4月末までに作成する「処分規程」の中に、倫理規定第2条「適用の範囲」に記載されている全ての関係者を対象とすることを明記する条文を加える。	
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	2021年4月末までに作成する「処分規程」の中に、処分対象者には文書で通知すること、またその通知文書内にスポーツ仲裁が利用できることを明記する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	現在は倫理規程違反行為については規程にそってコンプライアンス委員会が調査を行っている。 現在は不祥事が発生した場合の危機管理マニュアルがないため、2023年4月末までにマニュアルを作成し2023年5月に公表する。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	当協会においては、過去4年間不祥事は発生していない。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	当協会においては、過去4年間不祥事は発生していない。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<p>運営規則の第2章に加盟協会の権利・義務を明記し、第7章に地方を5ブロックに分けていることを記載している。</p> <p>日常的に地方組織からの個別の相談については電話やメールなどで対応している。</p> <p>2023年4月末までに地方組織等に対しガバナンス確保、コンプライアンス強化の目的を浸透させるための適切な指導や支援を行える体制を整える。</p>	
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<p>年次総会、及び事務局長会議において地方組織への情報提供を行い、相互の情報交換を行っている。また協会ホームページを介して通知を行っているが、ガバナンス、コンプライアンス関連の研修は行っていない。</p> <p>2022年9月に行う事務局長会議において地方組織の運営者に対するガバナンス、コンプライアンス研修の時間を設ける体制を整える。</p>	